

令和元年度 第22回庁議要旨

日時：令和2年2月19日（水）
午前9時～午前10時25分
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市環境保全率先行動計画（第5期）の策定について（生活環境部）

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定により、全ての市町村は、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画の策定が義務付けられている。

本市においては、平成10年10月に第1期「石巻市環境保全率先行動計画」を策定し、その後、震災の影響により取組が中断した期間もあったが、随時見直しを行いながら、計画による取組を実施してきた。

現行の第4期計画における計画期間が満了したことから、次期計画を策定する必要がある。

本計画は市の事務事業における環境負荷の低減を目指した取組を推進するために策定するもので、法の規定に即し、温室効果ガスの排出抑制を図り、併せて、市が率先して環境に配慮した行動を行うことで、市民・事業者に対して環境保全への取組を誘導・喚起し、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(1) 主な内容

「石巻市環境保全率先行動計画」について、国の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に準拠し、計画期間及び温室効果ガス削減の目標値を以下の通り見直す。また取組項目についても、一部見直しを行う。なお、計画の目的や対象とする範囲、推進体制等については、現計画のものを第5期計画においても継承する。

① 計画期間

令和2年度から令和12年度までの11年間を計画期間とし、中間年である令和7年度を目途に計画の見直しを行う。

② 温室効果ガスの削減目標

計画の基準年度を平成26年度とし、目標値を「令和12年度までに平成26年度比-26%」とする。

(参考) 現行の第4期計画における目標の達成状況

温室効果ガス削減目標：平成30年度末までに平成26年度比-3%

平成30年度実績：平成26年度比+2.7%（未達成）

(2) 今後の予定

令和2年4月 市ホームページ等にて周知
計画の施行

2 東日本大震災及び令和元年台風第19号二重被災世帯に対する見舞金の支給について（福祉部）

令和元年台風第19号では、東日本大震災による地盤沈下の影響と復興事業の排水対策事業が終了していないことなどの要因が重なった結果、市内の広範囲で建物浸水の被害が発生した。

この中には、東日本大震災で被災された方が、新たな再建先で今回の台風による浸水被害を受けた、いわゆる「二重に被災した世帯」が多数存在している。

東日本大震災と復興期間における令和元年台風第19号の被災を鑑みて、重ねて被災された世帯へ見舞金を支給するもの。

(1) 主な内容

【対象世帯】

罹災判定が東日本大震災で「半壊以上」かつ令和元年台風第19号で「半壊以上」又は「一部損壊のうち床上浸水」の世帯

※台風第19号の罹災判定：半壊以上	170件
一部損壊のうち床上浸水	223件
(※令和2年2月5日現在)	393件

【支給金額】

- ・罹災判定が東日本大震災で「半壊以上」かつ令和元年台風第19号で「半壊以上」
100,000円
- ・罹災判定が東日本大震災で「半壊以上」かつ令和元年台風第19号で「一部損壊のうち床上浸水」
50,000円

【支給方法】

対象世帯への通知後、申請に基づき支給

【申請期間】

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで

(2) 今後の予定

令和2年3月 令和2年第1回定例会に当初補正予算を追加提案

同月 (仮称) 東日本大震災及び令和元年台風第19号二重被災見舞金支給要綱の制定
(施行予定年月日：令和2年4月1日)

4月 対象世帯へ通知、受付開始（～6月30日）

3 石巻市総合運動公園の供用時間の変更について（教育委員会）

石巻市総合運動公園（セイホクパーク石巻）内の石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド等の冬季（12月～3月）における供用時間については、利用団体からの要望を受け、昨年12月から試行的に、午後6時までを午後9時までに延長しているが、夜間も高い頻度で利用されている状況である。

また、夏季（4月～11月）における公園の供用時間及び石巻トレーニングセンターを除く各施設の供用時間については、午前5時からとなっているが、早朝の時間帯の利用は非常に少ない状況であることから、見直しについて検討してきた。

冬季の夜間におけるスポーツ環境を整備することにより、スポーツ活動機会の充実と競技力向上を図るとともに、夏季における利用の少ない早朝時間帯の供用時間の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

冬季における石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド及びテニスコートの供用終了時間について、現行の午後6時を午後9時に変更する。ただし、日曜日及び休日については、夏季においても夜間利用が少ないことを考慮し、公園と同様に午後6時までとする。

また、夏季における公園及び石巻トレーニングセンターを除く各施設の供用開始時間について、現行の午前5時を午前7時に変更する。

なお、大会等の開催により早朝の準備が必要な場合などは、個別に対応することとする。

【公園の供用時間】

区 分	変 更	現 行
4月1日～11月30日	午前7時～午後9時	午前5時～午後9時
12月1日～3月31日	変更無し	午前7時～午後9時 (日曜日及び休日： 午前7時～午後6時)

【各施設の供用時間】

区 分	変 更	現 行	
石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド、テニスコート	4月1日～11月30日	午前7時～午後9時	午前5時～午後9時
	12月1日～3月31日	午前7時～午後9時 (日曜日及び休日： 午前7時～午後6時)	午前7時～午後6時
石巻フットボール場、ふれあいグラウンド、多目的フィールド	4月1日～11月30日	午前7時～日没	午前5時～日没
石巻トレーニングセンター	4月1日～3月31日	変更無し	午前9時～午後9時 (日曜日及び休日： 午前9時～午後5時)

(2) 今後の予定

令和2年3月 都市公園条例施行規則の改正（令和2年4月1日施行予定）

利用者等への周知、ホームページへの掲載

4月1日 供用時間の変更

[報告事項]

1 令和元年度石巻市特別表彰について（総務部）

特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に関係するものについて、その栄誉と功績を称え表彰するもの。

(1) 主な内容

【表彰受賞者】 個人8名

氏 名	功 績
千葉 美遼 渡波小学校 6年	平成30年度土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール 作文の部 国土交通大臣賞(最優秀賞)
佐々木 日和 中津山第二小学校 5年	平成31年用国土緑化運動・全国育樹運動ポスター原画コンクール（公益社 団法人国土緑化推進機構主催） 全国特選 農林水産大臣賞・国土緑化推進機構会長賞
遠山 学 東北大学 3年	第38回全日本珠算技能競技大会（全国珠算学校連盟主催） 第2部（中学生以上）フラッシュ暗算競技 優勝
亀山 太陽 石巻高等学校 3年	第38回全日本珠算技能競技大会（全国珠算学校連盟主催） 第2部（中学生以上）団体総合競技 優勝
吉田 成希 中里小学校 6年	第38回全日本珠算技能競技大会（全国珠算学校連盟主催） 第1部（小学生の部） 読上暗算競技 優勝 団体総合競技 優勝
林 諒 山下小学校 5年	All Japan Soroban Championship 2019 個人総合競技 小学3・4年生の部 優勝 暗算チャンピオン決定戦 小学4年生以下の部 暗算チャンピオン 第38回全日本珠算技能競技大会 第1部（小学生の部） 個人総合競技 優勝 団体総合競技 優勝 読上算競技 優勝 フラッシュ暗算 優勝
高橋 さくら 蛇田中学校 2年	第2回アジア・オセアニア空手道選手権大会 14歳 女子組手の部 優勝
高橋 義喜 農業	第2回アジア・オセアニア空手道選手権大会 50～54歳 形の部 優勝

※参考

【表彰基準】

- ・特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に関係するものについて行うものとする。

- ・ 条例第4条の特別表彰の対象者は、市内に住所を有しているもの又は過去に有したものとする。
- ・ 条例第4条に規定するスポーツに関する表彰基準は、次に掲げるとおりとする。
 - ①オリンピック大会に出場した個人及び団体
 - ②世界選手権、アジア大会等の国際大会で入賞した個人及び団体
 - ③ユニバシアード大会等の国際大会で3位以内に入賞した個人及び団体（年齢別・流派別を除く。）
 - ④国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会等権威ある全国規模の競技大会において優勝した個人及び団体
 - ⑤世界記録又は日本記録を樹立した個人及び団体
 - ⑥前各号に掲げるもののほか、市長がスポーツ競技に特別な成績を収めたと認めた個人及び団体

(2) 今後の予定

令和2年3月5日 石巻市特別表彰式（場所：石巻市役所4階庁議室 時間：16時～）

2 総合評価方式の本格導入について（総務部）

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下、「基本方針」という）において、公共工事では、若手技術者の減少により建設生産を支える技術・技能の承継が困難となっているという深刻な問題が発生しており、地域においては、災害対応を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。

本市では、公共工事の品質確保を図るため、総合評価一般競争入札（特別簡易型）について、平成20年度から平成22年度まで試行として実施していたが、平成23年度から平成28年度までの間は東日本大震災により中止し、平成29年度から試行を再開している。

これまでの実績を踏まえ、令和2年度から総合評価方式を本格導入し、公共工事の品質確保を図る。

また、本格導入を行うのに合わせ、基本方針、国や県の制度及び過去の実績や学識経験者からの意見を踏まえた改正を行うことで、現在及び将来の公共工事の目的物の品質が確保できるとともに、災害対応を担う建設業者を確保し、地域の安全・安心の維持を図る。

(1) 主な内容

基本方針等に基づき、価格及び価格以外の評価項目及び評価基準と評価点について、別紙のとおり見直しを行う。

(2) 今後の予定

令和2年 2月 石巻市建設工事総合評価一般競争入札試行実施要領の一部改正
 （施行予定年月日：令和2年4月1日、
 「石巻市建設工事総合評価一般競争入札実施要領」として施行）
 周知（市ホームページに掲載、記者クラブへの投げ込み）
 4月1日 総合評価方式の本格導入、同日以降に公告をする工事について適用

[審議事項（追加）]

- 1 2020年度SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業の提案について（復興政策部）
【非公表】

【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症について（市長・健康部）
- ・市幹部職員と議員との懇親会開催について（総務部）

以 上